

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和8年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業
②事務の概要	母子保健法による ①妊産婦、乳幼児保健指導②妊産婦、新生児訪問指導③妊婦、乳幼児健康診査④妊婦の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付 子ども・子育て支援法による 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの 上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部こども局こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
松阪市総務部総務課文書・情報公開係
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522
E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
松阪市健康福祉部こども局こども家庭センター
〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地
TEL 0598-20-8087 FAX 0598-20-0201
E-mail kod.katei.c@city.matsusaka.mie.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I ②事務の概要	変更後の内容を追記	上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	事前	
平成29年7月31日	I ③システムの名称	変更後の内容を追記	サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月31日	I 5評価実施機関における担当部署	松阪市健康ほけん部健康推進課 健康推進課長 竹川 福男	松阪市健康福祉部健康づくり課 健康づくり課長 白藤 哲央	事後	
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	⑦未熟児の訪問指導	⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付	事後	
平成31年4月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松阪市健康ほけん部健康推進課 〒515-0078 三重県松阪市春日町1丁目8番地 TEL 0598-23-1364 FAX 0598-26-4951	松阪市健康福祉部健康づくり課 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-20-0201	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 白藤 哲央	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年1月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	松阪市健康福祉部健康づくり課	松阪市健康福祉部こども局こども家庭センター	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	こども家庭センター所長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	松阪市健康福祉部健康づくり課 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-20-0201 E-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部こども局こども家庭センター 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-20-0201 E-mail kod.katei.c@city.matsusaka.mie.jp	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の70の項	事前	
令和6年12月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・別表第二省令第19条第1号、第30条第7号、第44条第1号 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項) ・別表第二省令第39条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、161の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えらる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えらる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和7年12月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法による ①妊娠婦・乳幼児保健指導②妊娠婦・新生児訪問指導③妊娠婦・乳幼児健康診査④妊娠婦の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付 上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	母子保健法による ①妊娠婦・乳幼児保健指導②妊娠婦・新生児訪問指導③妊娠婦・乳幼児健康診査④妊娠婦の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付⑨妊娠婦のための支援給付 上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	事前	
令和7年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、161の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事前	
令和8年1月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法による ①妊娠婦・乳幼児保健指導②妊娠婦・新生児訪問指導③妊娠婦・乳幼児健康診査④妊娠婦の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付⑨妊娠婦のための支援給付 上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	母子保健法による ①妊娠婦・乳幼児保健指導②妊娠婦・新生児訪問指導③妊娠婦・乳幼児健康診査④妊娠婦の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付 子ども・子育て支援法による 妊娠婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの 上記の一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	事前	
令和8年1月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、112、125、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、155の項	事前	